

## 子育て世帯緊急支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活の支援に資するため、予算の範囲内で子育て世帯に対する緊急支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関して、笠間市補助金等交付規則（平成18年笠間市規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付対象事業等)

第2条 この告示による補助金の交付対象事業、交付対象者及び交付対象経費（以下「対象事業等」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

交付対象事業	交付対象者	交付対象経費
情報機器購入補助事業 リモート授業など進 学に伴い必要となる端 末の整備を支援する。	交付対象経費の購入時点で、笠 間市に住所を有し、生計を同一と する令和3年度に新たに大学（学 士課程）、短期大学、専門職大学、 専門職短期大学及び専門学校への 進学を予定する子を養育する保護 者又は進学を予定する本人	学業を主として活用するパソコン 又はタブレットの購入費（スマ ートホンは除く。）
資格取得補助事業 仕事やライフスタイ ルの形成に資する資格 又は免許の取得を支援 する。	交付対象経費の申込み時点で、 笠間市に住所を有し、生計を同一 とする高等学校以下の学校に在学 中又は小学校入学前の子を養育す る保護者	市長が認める国家資格、公的資 格、民間資格（検定）又は免許（自 動車等の運転免許は除く。）の取得 にかかる講座等の受講料、教材購 入費及び検定試験料。

2 対象事業等において、他の補助金を活用している場合は、補助対象から除外する。ただし、補助の交付を受ける経費が明確に区分される場合はこの限りではない。

3 対象事業等は、令和3年2月5日以降に発生する経費を対象とする。ただし、対象事業等の要件に合致することが証明できるなど、合理的な理由と証明をもって市長が認める場合はこの限りではない。

4 笠間市暴力団排除条例（平成23年条例第26号）第2条第1号から第3号の規定に該当する者及び笠間市税等収納対策本部設置要綱（平成19年訓令第16号）第1条に規定する市税等に滞納がある者は補助対象から除外する。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、交付対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に相当する額又は30,000円のいずれか低い額とする。なお、交付対象経費の額は、1つの世帯あたり1台の購入費、1つの受講料等を限度とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、令和3年5月31日までに、子育て世帯支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に必要な書類を添付して市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請にかかる書類を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付を決定した時は、申請者に対し、子育て世帯支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)によりその旨を通知するとともに、速やかに申請者に対して交付する。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第6条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき、交付決定後に市が求める証明書類等の提出を拒否するときは、子育て世帯支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第3号)により、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年3月1日から施行し、令和3年2月5日から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付申請をした者で当該交付申請に係る交付決定を受けたものについては、同日後もその効力を有する。

子育て世帯支援事業補助金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

あて先 笠間市長

申請者 住 所 笠間市  
ふりがな  
氏 名  
電話番号（日中・夜間を問わず連絡が可能な連絡先）

笠間市子育て世帯緊急支援事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。  
なお、申請書の提出にあたり、市税等に滞納がないことを宣言するとともに、審査において市税等の納付状況を確認することについて同意します。

記

1. 申請内容

交付対象事業	※申請する事業の番号を○印で囲んでください。 1. 情報機器購入補助事業 2. 資格取得補助事業
補助金申請額	円（30,000 円を限度） ※補助対象経費に 2 分の 1 を乗じた額（1,000 円未満切捨て）
購入日又は 資格取得等の開始日	令和 年 月 日
養育する子の氏名等	【共通事項】 氏 名 生年月日 平成・令和 年 月 日 住 所  【1. 情報機器購入補助事業のみ】 進学する学校名  【2. 資格取得補助事業のみ】 在学中の学校名（未就学児を除く。）

## 2. 添付書類

申請にあたっては、次の書類を必ず添付すること。

(1) 申請者の本人確認が可能な書類の写し

マイナンバーカード，運転免許証等

(2) 領収書等の購入又は受講等の支払いを証明する書類の写し

日付，支払い先，支払者が明らかであるもの。支払者が確認できない場合は，購入した機器等の画像を添付すること。なお，画像データの印刷による書類も可とする。

(3) 「1. 情報機器購入補助事業」申請の場合は，養育する子の進学を証明する書類の写し

合格通知書，入学金の支払い証明等。なお，入学後に，市が該当する子の学生証等の提出を求める場合があり，提出を拒否する場合は，補助金の返還等を求める。

また，「2. 資格取得補助事業」においては，交付決定以降に，市が取得の状況等の報告及び市事業への参加協力等を求める場合があり，報告を拒否する場合は，補助金の返還等を求める。

## 3. 交付先

金融機関名		本・支店名	
口座種別	普通・当座	口座番号	
口座名義人	フリガナ		
	氏 名		

様式第2号

子育て世帯支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

令和 年 月 日

様

笠間市長

令和 年 月 日付けで申請のあった子育て世帯支援事業補助金について、下記のとおり交付（不交付）とすることに決定したので、笠間市子育て世帯緊急支援事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

交付対象事業	
補助金決定額 又は 不交付の理由	円

笠間市子育て世帯緊急支援事業補助金交付要綱第6条の規定に該当する行為があった場合は、同条に基づき、補助金の返還を求める場合があります。

子育て世帯支援事業補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日

様

笠間市長

令和 年 月 日付けで交付決定をした補助金について、下記のとおり交付決定を取り消したので、笠間市子育て世帯緊急支援事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

交付対象事業	
交付決定取消額	円
返還額及び返還期限	円 年 月 日までに返還
取消・返還の理由	